

---

# 第3次鎌倉市総合計画

## 第4期基本計画

令和2年度(2020年度)～令和7年度(2025年度)

---

古都としての風格を保ちながら  
生きる喜びと新しい魅力を創造するまちへ



**SDGs**

鎌倉から  
人と地球を  
しあわせにする  
17の約束。



令和2年(2020年)4月

鎌倉市

## 発刊にあたって

私たちのまち「鎌倉」は、豊かな自然環境と貴重な歴史的文化的遺産を有する唯一無二のまちであり、先人たちの「鎌倉への愛」と「たゆまぬ努力」によって創られ、現在まで受け継がれてきました。



しかし、今、私たちは、地球規模の気候変動や頻発する自然災害、急速に進行する人口減少・少子高齢化、公共施設や社会インフラの一斉老朽化などの課題に直面しています。

また、近年著しく進化するテクノロジーは、私たちの暮らしを便利に、そして豊かにする一方で、人と人とのつながりや地域コミュニティの希薄化を進行させるとともに、デジタル・ディバイド（情報格差）による社会的格差の拡大など、新たな課題も生じています。

このような状況の中、第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画は、平成30年7月から策定作業に着手し、計画期間30年間の第3次鎌倉市総合計画の最終計画として、また、大きな転換点を迎えた時代の行政計画として策定しました。

策定にあたっては、SDGs・共創・共生の視点に配慮することとし、特にSDGsについては、国際社会の一員として、また、SDGs未来都市として、本市がこれまで取り組んできた持続可能な都市経営の理念のもとに、市民・市民団体・事業者・NPO・教育機関等の様々なステークホルダーとの「共創」関係を構築するなど、基礎自治体としての役割をしっかりと位置付けました。

本計画を着実に推進し、先人たちから受け継いだ鎌倉の伝統を大切に守りつつ、未来に向けて、新たな価値の創造に挑戦しつづけることで、より魅力あふれる「鎌倉」を次世代に引き継いでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご協力をいただいた市民・関係者の皆様に改めて感謝申し上げますとともに、今後とも円滑な計画の推進に向けて、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年（2020年）4月

鎌倉市長

松尾 崇

# 平和都市宣言

われわれは、  
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、  
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、  
全世界の人々と相協力してその実現を期する。  
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、  
ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和33年8月10日

鎌倉市

# 鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

## 前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

## 本文

- わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

# 市の木・市の花

## 市の木 ヤマザクラ

「ヤマザクラ」（オオシマザクラを含む）は昭和 50 年（1975 年）10 月 25 日に市の木に制定されました。

- 和 名 山桜（ヤマザクラ）
- 学 名 *Prunus Jamasakura*
- 科 名 バラ科サクラ属
- 特 徴 落葉広葉樹で高木
- 花の色 白色、淡紅色や淡紅紫色など変異があり
- 花 期 4 月頃～（葉と同時に花をつけます）



ヤマザクラは本州（関東地方以西）・四国・九州に分布する日本の代表的な桜です。低山地に多いですが、平地でもよく見かけます。寿命はとても長く、100 年～150 年とも言われていて、高さは 15m～25m、幹の直径は 1m を越えるまで成長します。材は建築材、家具材等に用いられ、古来（こらい）、樹皮は食中毒、果皮は胃カタルに多用されたそうです。鎌倉市では 3 月下旬～4 月上旬ごろに散在ガ池（さんざがいけ）森林公園で美しい花を見ることができます。

## 市の花 リンドウ

「リンドウ」は昭和 50 年（1975 年）10 月 25 日に市の花に制定されました。

- 和 名 竜胆（リンドウ）
- 学 名 *Gentiana*
- 科 名 リンドウ科リンドウ（ゲンチアナ属）
- 花の色 青紫、紫紅、白
- 花 期 9 月から 11 月  
（ただしハルリンドウと言って  
花期が 3 月から 6 月の種類もあります）



リンドウは野山に自生するリンドウ科の耐寒性の多年草で、葉が笹（ササ）に似ているのでササリンドウとも呼ばれています。日本、シベリア、中国、朝鮮半島に分布し、種類は約 400 種類もあり、日本には約 18 種自生（じせい）しています。漢字で書くと「竜胆」、呼び名の「リンドウ」は竜胆（リュータン）が訛ったもので、中国でこの名が付けられました。これはリンドウの根から「リンドウコン」という薬がとれるのですが、竜の胆（きも）のように苦いということからだそうです。リンドウの薬効は古くから、世界的にも知られていて、主には苦味健胃、消化不良、食欲増進、解毒などに効果があるそうです。うさぎに化けた神様がリンドウの薬効を教えてくれたという言い伝えもあります。鎌倉市の市章は通称「ササリンドウ」と呼ばれるリンドウ紋です。

# 目次

総合計画の沿革	1
計画の性格	1
計画の構成と期間	1
鎌倉市人口ビジョン及び鎌倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の考え方	2
<b>【第1編】 第3次鎌倉市総合計画 基本構想</b>	<b>3</b>
第1章 基本理念	5
第2章 将来都市像と将来目標	6
第3章 基本構想の基礎的な指標	9
第4章 基本構想の実現に向けて	10
<b>【第2編】 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画の概要</b>	<b>11</b>
第1章 基礎条件	12
1 人口	12
2 土地利用	15
3 環境	17
第2章 計画の推進に向けた考え方	19
1 市民自治	20
2 行財政運営	23
3 防災・減災	26
4 歴史的遺産と共生するまちづくり	29
第3章 施策体系	32
1 体系の見方	32
2 第4期基本計画 施策体系図	33
<b>【第3編】 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画 施策の方針</b>	<b>34</b>
第1章 人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち	35
(1) 平和	
①平和意識の醸成	37
(2) 人権	

①人権尊重社会の実現	39
(3) 多文化共生社会	
①多文化共生社会の推進	42
第2章 歴史を継承し、文化を創造するまち	45
(1) 歴史環境	
①文化財の保護	47
(2) 文化	
①文化活動の支援・促進	50
第3章 都市環境を保全・創造するまち	53
(1) みどり	
①緑の保全等	55
②都市公園の整備・管理	58
(2) 都市景観	
①良好な都市景観の形成	61
②歴史的風土の保存	64
(3) 生活環境	
①3Rの推進・ごみの適正処理	66
②快適な生活環境の保全	70
③次代に向けたエネルギー・環境対策の推進	74
第4章 健やかで心豊かに暮らせるまち	79
(1) 健康福祉	
①多様性のある福祉サービスの充実	81
②健康長寿社会の構築	86
(2) 子育て	
①子育て家庭への支援	90
②子育て環境の整備	95
(3) 学校教育	
①教育内容・環境の充実	98
②学校施設の管理・整備	102
(4) 青少年育成	
①青少年の育成・支援	104
(5) 生涯学習	
①生涯学習環境の整備・充実	107
(6) スポーツ・レクリエーション	
①スポーツ・レクリエーションの推進	109

第5章 安全で快適な生活が送れるまち	113
(1) 防災・安全	
①防災・減災対策の充実	115
②危機管理対策	119
③消防機能の整備・充実	121
④地域防犯力の充実・強化	124
(2) 市街地整備	
①市街地整備の推進	127
(3) 総合交通	
①交通環境の整備	131
(4) 道路整備	
①道路・橋りょうの整備・維持管理	134
(5) 住宅・住環境	
①住環境の整備	137
(6) 下水道・河川	
①下水道の整備・管理	140
②河川の整備・管理	143
第6章 活力ある暮らしやすいまち	145
(1) 産業振興	
①農業・漁業の振興	147
②商工業振興の充実	150
(2) 観光	
①観光振興の推進	153
②観光基盤の整備・充実	156
(3) 勤労者福祉	
①労働環境の充実	158
(4) 消費者対策	
①安心な消費生活の実現	161

## 参考資料

1. 付属資料	165
I. 人口	166
II. 基本計画とSDGsの関係	181
III. 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画策定に係るアンケート調査	210
2. 第4期基本計画の策定過程	226
I. 第4期基本計画策定方針	226
II. 第3期基本計画における外部評価を踏まえた総括評価と提言	231
III. 第4期基本計画策定に係る市民対話	237
IV. 鎌倉市総合計画審議会の審議経過	239
V. 第4期基本計画策定経過一覧	246
VI. 議決証明（抄）	248
3. 根拠法令等	251
I. 鎌倉市総合計画条例	251
II. 鎌倉市総合計画審議会規則	253
III. 鎌倉市総合計画策定委員会設置要綱	255



## 【総合計画の沿革】

鎌倉市の総合計画は、昭和51年（1976年）9月に最初の基本構想が議決され、これに基づき、昭和54年（1979年）9月に（第1次）鎌倉市総合計画の基本計画（昭和55年度（1980年度）から昭和60年度（1985年度））を策定しました。

その後、基本構想期間を10年間とする第2次鎌倉市総合計画（昭和61年度（1986年度）から平成7年度（1995年度））を策定し、前・後期各5年間の基本計画を定めました。

そして、基本構想期間を30年間とする第3次鎌倉市総合計画（平成8年度（1996年度）から令和7年度（2025年度））を策定し、当初の10年間の第1期基本計画（平成8年度（1996年度）から平成17年度（2005年度））、第2期基本計画（平成18年度（2006年度）から平成27年度（2015年度））を定め取り組んできましたが、大きな財政不足に加え、東日本大震災を踏まえた安全・安心なまちづくりや、公共施設の老朽化に対する対応など、新たな、そして緊急を要する課題が生じたため、硬直化した行財政運営を改め、持続可能な都市経営をこれまで以上に推進するとともに、市民力・地域力を発揮し、本市が誇る資源を生かしながら、新しい魅力を創造し続けるため、第2期基本計画を平成25年度（2013年度）までで終了させ、平成26年度（2014年度）を初年度とする第3期基本計画（令和元年度（2019年度）まで）を前倒しして策定しました。

このたび、第3期基本計画の目標年次を迎え、改めて本市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、第3次鎌倉市総合計画における最後の基本計画として、基本構想に掲げた将来都市像と6つの将来目標の実現に向け、令和2年度（2020年度）から令和7年度（2025年度）までの6年間の計画期間とする第4期基本計画を定めました。

## 【計画の性格】

総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3層構造とし、本市の将来都市像とそれを実現するための施策の基本的な考え方を定めるものです。行政は、市民との役割分担と協働のもと、計画の推進に努めていきます。

## 【計画の構成と期間】

### 1 基本構想

市民憲章の基本理念を継承し、環境と調和した豊かな市民生活を実現するため、市民と行政が協働して描いた将来都市像とまちづくりの基本理念、将来目標、基礎的な指標及び基本構想実現に向けた基本方針を定めたものです。

平成8年度（1996年度）から令和7年度（2025年度）までの30年間の、基本構想の期間としていますが、平成24年（2012年）及び令和元年（2019年）に行った将来人口推計に伴う時点修正など、基本構想の趣旨を変えない範囲で、定め直しています。

### 2 第4期基本計画

基本構想に示されている考え方及び将来目標を実現するための政策・施策体系と手段を具体的に示した中期的な計画です。基本計画の前提となる基礎条件、計画の推進に向けた考え方、施策体系、6つの将来目標に沿った政策分野ごとの施策の方針から構成されて

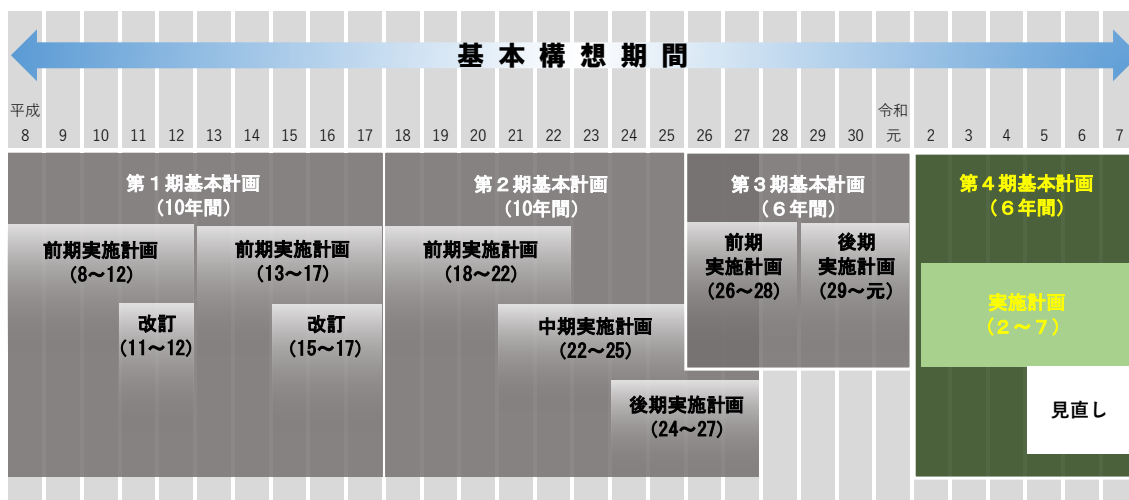
います。計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和7年度（2025年度）までの6年間とします。

### 3 実施計画

基本計画の各施策の方針で掲げる「目標とするまちの姿」や「主な取組」を、計画的・効果的に実施していくため必要とされる具体的な事業の概要を明らかにすることで、毎年度における予算編成及び事業実施の具体的な指針となる短期計画として定めたものです。

第4期基本計画実施計画では、令和2年度（2020年度）から令和7年度（2025年度）までの6年間とし、中間年次で見直しを行う予定です。

図1 計画の構成と期間



#### 【鎌倉市人口ビジョン及び鎌倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の考え方】

本市では、平成24年(2012年)3月に実施した鎌倉市将来人口推計調査を踏まえ、今後の人口減少社会に対応するため、「鎌倉市人口ビジョン」(以下「人口ビジョン」という)及び、「鎌倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という)を平成27年度(2015年度)に策定し、平成29年度(2017年度)から令和元年度(2019年度)までを計画期間とする第3次鎌倉市第3期基本計画後期実施計画とともに「安全・安心なまち」「働くまち」「子どもが育つまち」「健康に暮らせるまち」の実現に取り組んできました。

令和2年度(2020年度)からスタートする鎌倉市総合計画第4期基本計画(以下「第4期基本計画」)を策定するにあたっては、これまでの総合戦略の基本目標の考え方を継続しつつ、社会環境の変化等に対応するために必要な取組等を追加した、まち・ひと・しごと総合戦略を包含する(兼ねる)計画とすることにしました。

#### 1 人口ビジョンについて

第4期基本計画の策定にあたり、「人口ビジョン」の改定を行い、現在そのまま人口が推移した場合の推計を「基本推計」とし、「出生率の向上による自然減の克服」と「社会増(転入超過)の継続」が叶えられた場合の推計を「目標推計」として、時点修正を行いま

した。改定した「人口ビジョン」では、「働くまち」、「住みたい・住み続けたいまち」鎌倉としての魅力を確立し、「出生率の向上による自然減の克服(合計特殊出生率1.73の達成)」と「転入超過の継続」が叶えられた場合、将来人口は、2030年163,401人に、2060年には147,419人と減少幅を抑える(将来人口推計では、2030年161,353人、2060年には134,332人)ことを可能としています。

## 2 鎌倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

前述の通り、第4期基本計画策定にあたっては総合戦略を包含する(兼ねる)計画としました。総合戦略は、世代間の危機感を共有し、地域に活力を与えていくための息の長い政策であり、本市が目指す持続可能な都市経営を進める上で非常に重要なものとなります。また、これまでの総合戦略(第1期)の推進によって、これまでに根付いた地方創生の意識や取組を継続することが必要です。このため、近年著しく進化するテクノロジーの活用その他、SDGs・共創・共生など、これからの時代に求められる視点を取り入れ、第4期基本計画にその要素を取り入れ、これまで以上に一体的に施策推進に取り組んでいくこととしました。

---

# 第1編

## 第3次鎌倉市総合計画

### 基本構想

---

第1章 基本理念

第2章 将来都市像と将来目標

第3章 基本構想の基礎的な指標

第4章 基本構想の実現に向けて

## 第1章 基本理念

---

わたしたちは、わたしたちのまち鎌倉のもつ資源を生かし、だれもがひとりの人間として尊重され、国際社会の一員としての自覚をもち、ゆとりとうるおいのある生活が送れるよう、これまで市民の手でつくりあげてきた「平和都市宣言」と「鎌倉市民憲章」の精神を基調にしながら、21世紀の新たな時代を切りひらく、市民が主役のまちづくりを進めるため、まちづくりの基本理念を次のとおり定めます。

### 1 市民自治の確立

まちの主権者である市民の英知を集め、真の地方自治の確立をめざします。

### 2 人間性豊かな地域づくり

すべての市民が、ともに生き、心のかよいあう、安心して暮らせる、人間性豊かな地域づくりを進めます。

### 3 環境共生都市の創造

人と自然が共生し、災害に強い安全なまちづくりをめざす環境共生都市を創造します。

### 鎌倉市の将来都市像

#### 「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」

わたしたちのまち鎌倉は、長い歴史をもち、とくに鎌倉幕府が開かれて以来 800 有余年に及ぶ時代を経た、世界に誇る貴重な歴史的文化的遺産と、明るく広がる海や緑豊かな丘陵の自然環境に恵まれ、住む人や訪れる人を魅了するまちとして歩んできました。

わたしたちは、これら先人が築いてきたかけがえのない資産を守り育て、後世に引き継ぐとともに、これからも鎌倉がふれあいにみちた、人が主役の、魅力あるまちになるよう、まちづくりを進めていかななくてはなりません。そして、わたしたち市民が鎌倉に住むことに喜びと誇りを感じるだけでなく、訪れる人も、来てよかった、住んでみたいと感じるまちにしたいと思います。

鎌倉のあるべき将来都市像は、豊かな歴史的遺産と自然環境、とくに、残された緑の保全に努めることを基調に、「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」とします。

この将来都市像の実現に向け、6つの将来目標とその方向を定めます。

#### 1 人権を尊重し、人との出会いを大切にすまち

##### (1) 平和を希求するまちをめざします

平和を信条とした世界に誇れるまちをめざします。

##### (2) 人権を尊重し、だれもが社会参画できるまちをめざします

一人ひとりの基本的人権が尊重され、人種・国籍・性・出身・障害などによる差別を受けることなく、男女共同参画の理念に基づく社会の実現をはじめ、だれもが社会のあらゆる分野に参画できるまちをめざします。

##### (3) 世界に開かれたまちをめざします

世界各都市との交流をとおして地域レベルでの国際理解を深め、市民主体の幅広い国際交流・協力活動を支援するとともに、国籍の違いを越えて、だれもがともに仲良く暮らせるまちをめざします。

#### 2 歴史を継承し、文化を創造するまち

##### (1) 歴史環境を保全します

先人から営々と築かれてきた、世界に誇る貴重な歴史的遺産を保存・活用し、後世に伝えるとともに、日々の生活のなかに息づいている暮らしの文化の保存・継承に努めます。

##### (2) 新たな文化を創造・発信します

鎌倉のもつ歴史や文化、さらには、豊かな人材を生かしながら、人の心を豊かにし、まちにゆとりとうるおいを与える文化を創造し、発信するまちをめざします。

### 3 都市環境を保全・創造するまち

#### (1) みどりの保全・創造・活用を図ります

市民・滞在者・事業者などの参加・協力のもと、自然環境を基本にしたみどりのネットワークを広げ、地域の特性を生かしながらうおいとやすらぎのあるまちをめざします。

#### (2) 鎌倉らしい都市景観をつくりだします

地域の個性を尊重した都市景観を守り、育て、つくることにより、快適で、魅力的、鎌倉らしい都市空間の創造を進めます。

#### (3) 省資源・循環型社会をめざします

良好な生活環境の確保、美しい海岸、古都の風情の保全<sup>1</sup>のため、市民・滞在者・事業者・行政が一体となって省資源・リサイクルを進め、循環型社会<sup>2</sup>をめざします。また、省エネルギーを進めるとともに、再生可能なエネルギーの創出を推進します。

### 4 健やかで心豊かに暮らせるまち

#### (1) 健康で生きがいにみちた福祉のまちをめざします

すべての市民は社会の一員として尊重され、生涯にわたり、健やかで安心した生活が送れるよう望んでいます。このため、健康福祉の環境づくりを進め、だれもが生きがいをもち、ともに支えあい、心ふれあう豊かな地域社会をつくりだしていきます。

#### (2) 子育てしやすいまちをめざします

次代を担う子どもたちが健やかでのびのびと育ち、だれもが安心して子育てができるまちをめざします。

#### (3) 豊かな心をもった人間を育てます

児童・生徒一人ひとりの個性を生かし、自ら学ぶ意欲や社会の変化に主体的に対応するために必要な基礎的・基本的な能力を育み、健康で豊かな心をもった人間の育成をめざすとともに、地域に開かれた学校づくりを進めます。

#### (4) 青少年が健やかに成長できる環境づくりを進めます

次代を担う青少年が人とのふれあいや、地域社会への参加をとおして、心身ともに健やかに成長し、個性豊かな人間形成を図り、自立できるよう、家庭・学校・地域を基盤とする良好な環境づくりを進めます。

#### (5) 豊かな生涯学習社会の創造をめざします

ともに学び、ともに語り、ともに楽しむことをとおして、より豊かな人間性を培い、鎌倉市民としての自覚、生きていることの充実感を市民一人ひとりがもてる生涯学習社会の創造をめざします。

#### (6) 気軽にスポーツを楽しめるまちにします

いつでも、どこでも、だれでも、それぞれの生活や環境、健康状態にあったスポーツやレクリエーションを楽しむことができる生涯スポーツを推進します。

---

<sup>1</sup> 良好な状態を維持するため、ある程度手を加えながら管理していくこと。

<sup>2</sup> 限りある資源を有効に活用するため、廃棄物抑制、エネルギー・生産物の再利用などによって、資源を循環的に利用していく社会。

## 5 安全で快適な生活が送れるまち

### (1) 災害に強い、安心して暮らせるまちをめざします

市民の生命と財産を、地震などの各種災害から守る防災に加え、被災時に、その被害を最小限に抑える減災の観点に立ち、災害に強い、安心して暮らせるまちをめざします。また、犯罪のない明るい社会を築きます。

### (2) 市街地の整備を進めます

魅力ある市街地整備を推進し、市民・事業者のまちづくりを支援していきます。

### (3) 総合的な交通体系をつくりだします

安全で快適なまちをめざした交通環境をつくりだすとともに、交通安全対策を進めます。

### (4) 安全な道路の整備を進めます

歩行者の立場に立った、安心して歩ける道路空間づくりを進めます。

### (5) 快適な住環境をつくりだします

バランスある人口構成の回復をめざしながら、人や環境にやさしい住環境の保全と創造に努めます。

### (6) 下水道の整備とともに、親しまれる河川づくりを進めます

都市基盤施設としての下水道整備を進めるとともに、資源の有効利用をはじめ、浸水対策の推進、水辺環境の整備などを進め、人と自然にやさしいまちにします。

## 6 活力ある暮らしやすいまち

### (1) 産業の振興により活力あるまちをめざします

農業・漁業従事者の生活安定と後継者の育成を図るため、都市農業・沿岸漁業の振興をめざします。また、鎌倉の特色を生かした商工業の振興を図ります。

### (2) 快適で魅力ある観光をめざします

市民と観光客がともに快適に過ごせる観光地として、魅力ある観光資源の創出と観光を通じての地域の活性化を図ります。

### (3) 勤労者の福祉を充実します

勤労者の生活と福利厚生の上昇を図るため、勤労者福祉の充実に努めます。

### (4) 消費者として暮らしやすいまちをめざします

市民の消費生活の安定と向上を図り、消費者が安心して生活ができるまちを目指します。



## 第3章 基本構想の基礎的な指標

### 1 人口

- (1) 鎌倉市の人口は、平成17年(2005年)以降、17万人台を維持してきましたが、今後は減少傾向が強まり、目標年次の令和7年(2025年)には17万人を下回るものと推計しています。また、年少人口<sup>3</sup>・生産年齢人口<sup>4</sup>の減少や高齢者の増加による少子高齢社会<sup>5</sup>がさらに進行する見込みとなっています。

こうした人口の変化は、市税収入の減少や扶助費<sup>6</sup>の増加につながることから、人口の年齢構成バランスに配慮し、急激な減少を防ぐ人口誘導を図ります。

- (2) 鎌倉に住み、働き、学び、また、鎌倉を訪れ、愛し、想うすべての人を「まちづくり人口」としてとらえ、地域の活性化に向けて将来にわたりその確保に努めます。

### 2 土地利用

- (1) 鎌倉の資産である豊かな自然環境と歴史的遺産の保全・活用を基調に、国土利用計画法や都市計画法などに基づく計画を策定しながら、地域・地区の特性を踏まえた総合的かつ計画的な土地利用を図り、安全で快適な生活環境の維持・形成に努めます。

- (2) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法制定以来の経過を踏まえ、保全・買上げ・税制などについて、国・県に積極的に働きかけ、立法の趣旨が十分に生かされるよう努めます。

- (3) 計画の基礎となる公有地の計画的な確保に努めます。

### 3 環境

市民が健康で安全かつ快適な生活を営むうえで必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承するため、すべての市民が積極的に取り組み、健全な生態系を保持することにより、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築します。

---

<sup>3</sup> 生産年齢に達しない15歳未満の人口。

<sup>4</sup> 生産活動に従事するとされる15歳から64歳までの人口。

<sup>5</sup> 出生率の低下等により若者の人口割合が減少するとともに、平均寿命の向上等により高齢者の人口割合が上昇する社会。

<sup>6</sup> 性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費のこと。

## 第4章 基本構想の実現に向けて

基本構想の実現に向けて、次の事項を基本方針とします。

### 1 市民力・地域力

「自分たちのことは自分たちで決める。そして、その責任は自分たちで負う」という自治の原点に立ち、市民や地域が共に考え、創造し、行動するまちをめざします。

そのため、まちづくりの原動力である市民力・地域力がより一層発揮でき、従来からの課題に加え、災害をはじめとした新たな課題の解決が図れる仕組みづくりを積極的に進めます。

#### (1) 市民参画・協働

まちづくりには、まちの主人公である市民の自主的で主体的な参画・協働が不可欠です。市民と行政が目標を共有し、市民の力がまちづくりに発揮されるよう、市政への参画や市との協働を積極的に支援します。それにあたっては、個人情報を保護しながら、市の行財政の資料や情報を積極的に公開し、提供します。

#### (2) 地域コミュニティの充実

地域の課題を地域の力で解決するために、地域コミュニティの重要性がますます高まっています。地域・地区の個性を尊重したコミュニティの取組を積極的に支援します。

### 2 地方分権の推進

地域の住民が自らの住む地域を自らの責任でつくっていくという地方分権の理念に基づき、市民・市議会と一体になって、地方公共団体としての主体性と自治権の確立に努めます。

### 3 広域的な協力体制

生活圏や交通圏の拡大に伴い、広域的な役割分担と相互協力が重要となっています。

このため、国や県、近隣の地方公共団体はもとより、関係団体・民間企業などと幅広く連携し、関連計画との整合・補完を図りながら、適切な対応に努めます。

### 4 持続可能な都市経営

少子高齢社会のより一層の進行や厳しさを増す財政状況など、本市を取り巻く社会経済状況は、かつてないほど急激に変化し続けています。多様化・複雑化・高度化する行政需要に的確に対応していくためには、長期的視点に立った総合的かつ計画的な行財政運営に加え、状況の変化に対応できる柔軟な行財政運営が必要となります。

そのため、歳入・歳出バランスを堅持し、財政基盤の健全化に努め、持続可能な都市経営を確立していきます。そして、重要性・緊急性を踏まえた、施策の選択と集中を基本に、真に市民に必要な施策を進めます。